

平成24年第1回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年1月20日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年1月20日
2. 閉 会 平成24年1月20日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

2. 不応招議員

な し

平成24年第1回西会津町議会臨時会会議録

平成24年1月20日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
2番	長谷川 義 雄	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		
6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	農林振興課長	佐 藤 美 恵 子
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教育委員長	井 上 祐 悦
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	高 橋 謙 一	教 育 課 長	大 竹 享
商工観光課長	新 田 新 也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年1月20日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町東日本大震災復興基金条例

日程第6 議案第2号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第12次）

閉 会

（議会基本条例制定特別委員会）

- 議長 おはようございます。開会前に皆さんに申し上げます。
平成 23 年 12 月 26 日付け、再任されました教育長、佐藤晃君よりあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。
教育長、佐藤晃君。
- 教育長 (教育長あいさつ)
- 議長 ただいまから、平成 24 年第 1 回西会津町議会臨時会を開会します。(10 時 02 分)
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。
事務局長。
- 事務局長 報告いたします。
本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 2 件の議案が提出され、受理しました。
本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。
なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。
以上であります。
- 議長 以上で諸報告を終わります。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留正義君、13 番、長谷沼清吉君を指名します。
日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 月 20 日の 1 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 月 20 日の 1 日間に決定しました。
日程第 3、付議事件名報告を行います。
付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。
日程第 4、提案理由の説明を行います。
町長の提案理由説明を求めます。
町長、伊藤勝君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 日程第 5、議案第 1 号、西会津町東日本大震災復興基金条例を議題とします。
本案についての説明を求めます。
総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 議案第 1 号、西会津町東日本大震災復興基金条例の制定についてご説明を申

し上げます。

本案につきましては、本町における東日本大震災からの復興に向け、住民生活の安定や地域経済の振興のため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、県補助金である市町村復興支援交付金、1 億 4,337 万 5 千円を原資といたしまして、西会津町東日本大震災復興基金を設置するものであります。

本基金につきましては、本年度、一旦積み立てを行いまして、平成 24 年度以降に実施いたします震災からの復興事業、具体的には生活再建、健康福祉増進、住宅再建、産業振興、雇用維持、教育文化などの支援に要する経費に対しまして、その財源として取り崩しを行い活用する特定目的基金であります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。

第 1 条は、本基金の設置について規定するものであります。ただ今申し上げました内容で設置するものでございます。

第 2 条は、積み立てについて規定するものであります。基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより行うものであります。

第 3 条は、基金の管理について規定するものであります。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管すること。また第 2 項は、基金に属する現金について、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとするものであります。

第 4 条は、基金の運用収益の処理について規定するものであります。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものであります。

第 5 条は、基金の処分について規定するものであります。本基金は東日本大震災からの復興事業実施の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるものとしてあります。

第 6 条は、基金の運用について規定するものであります。町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を一時運用することができるものとしてあります。

第 7 条は、委任について規定するものであります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

次に附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それでは、何点かお尋ねをいたします。

これの基金をいつまで処分をしなくちゃならないかということが一つでありますし、この処分した場合の県とか国に対しての報告の義務があるのかどうか。それと今回限りか、また来年度このような基金の考えといいますか、構想があるのかないのか。それと

この条例を起案をするときに、例えば県からの模範等があったのかないのか。私、第5条でちょっと引かかるわけでありまして。復興事業実施の財源に充てる場合に限り、復興事業実施、じゃあ西会津は具体的にどこが被害を受けたか。まあ今の説明を聞いておれば、それは弾力的な、言葉はこういうふうにしても弾力的に町全体が社会資本の整備、経済活性化すれば、この事業にあっているんだという説明を受けたから、それはそれで安心をしているわけですが、ただ、こう5条で場合に限りなんて表現をされると、こういう表現が適切かなという気がいたしましたので、そこら辺をお尋ねをいたします。

いろいろな使い道は説明をいただきましたが、より具体的にこういうところへ使うという考えがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、順次お答えを申し上げたいと思っております。

まず1点目のいつまで処分をするのかということですが、県からの話でありまして、概ね5年から10年程度というふうなお話を聞いてございます。ただ、本町におきましては、約1億4,000万という金額でございますので、これを5年から10年かけて使うということになりますと、あまり効果が発揮されないというふうを考えておりますので、町といたしましては3年から5年程度の中で、重点的に活用していきたいというふうに考えております。

それから報告、使った場合の報告でございますが、これにつきましては復興事業等の効率あるいは透明性を確保するために、その執行につきまして各会計年度終了後に報告をすることになってございます。

3点目の本交付金が今回限りかということですが、今のところ今後の動向についての情報はございませんので、当面は今回限りかなというふうに考えております。

それから条例の形でございますけれども、これにつきましては他の基金条例に準じまして、制定をしてございます。ただ設置の目的だとか、あるいは処分の規定だとか、こういったところはこの交付金の趣旨に基づいて、規定をさせていただいたところでございます。

それから5点目の第5条の処分の関係についてでございますが、この基金は議案説明でも申し上げましたように、特定目的基金ということでございますので、今回につきましては東日本大震災の復興に係る事業に限定して、活用をするということでございます。なお、他にも町に基金の中には、ふるさと振興基金でありますとか、あるいは生きがい福祉基金でありますとか、そういったいろんな基金がございますけれども、特定目的基金につきましては、いずれもこのような表現を使わせていただいているということでございます。

それから具体的な使い道でございますけれども、これにつきましては来年度以降の予算にですね、一定の額を取り崩しながらやっていくということでございまして、まだ24年度の予算編成、現在編成中でございますので、詳細なところまでは詰めてございません。対象となります事業を参考までに申し上げますと、生活の再建関係につきましては、住民の安全安心を確保するというので、防犯防災等の地域の安全にかかる経費、それから住民の健康福祉増進の支援につきましては、住民の皆さんのモニタリングあるいは

健診等の健康保持にかかる経費、それからコミュニティ再生支援につきましても、集会施設等の復旧・設置・運営に係る経費など、あるいは震災復興の関連行事としまして記録誌の作成にかかる経費、それから産業復興支援、雇用維持に関する関係につきましても、農林水産業関係では風評被害対策、あるいは土壌のモニタリング、土壌改良、こういった経費にも使えるということでございます。それから商工業、雇用の関係につきましても、商工業者への経営再生、それから就業支援、こういった部分。教育文化関係につきましても、避難されている児童生徒の皆さんの就学支援に係る経費、あるいは文化関係では地域文化の継承にかかる経費。こういったようなものに対しまして、使ってくださいということでございます。あとその他、この交付金の趣旨に沿った事業ということであれば、柔軟に活用していただいて結構ですというような文書は来てございます。以上でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1点だけお尋ねしますが、今説明がありました、これらは今までの計画があって、それを実施する場合にこの基金を充てていくんだと、あるいは全く今までの計画はなかったが、この基金を来たために新しい計画を立てて使っていくのかと。今の説明を聞いていけば、今までの計画に充てていくというふうに私とらえたわけですが、そこら辺をもう少し説明をしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この基金の活用でございますけれども、一つは新たに復興に要する事業に充当してくださいということと、もう一つは既存制度の隙間を埋めるような交付金の活用をしていただいても結構です。あるいは町のほうでは、今、実施計画が調整をしておりますけれども、実施計画に計上されたような事業であって、この復興基金の趣旨に沿うような事業であれば、それにも活用していいですよというような内容でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町東日本大震災復興基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町東日本大震災復興基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第12次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第12次)の調製につ

いてご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただ今ご議決をいただきました東日本大震災復興基金への積み立て、本県の高齢者に係る健康支援を行うための高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業、新潟福島豪雨災害の被災住宅修繕に係る補助金、町道野沢柴崎線の改良工事に伴います橋屋遺跡の発掘本調査費などを新たに計上することと、町道除雪に係る委託料及び町道改良舗装事業の社会資本整備総合交付金事業をそれぞれ追加で計上するものであります。これらの財源といたしましては、国県支出金及び町債などを調整し、不足する分につきましては財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算（第12次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億5,440万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、64億8,047万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項3目土木費国庫補助金、8,525万円の増であります。社会資本整備総合交付金であります。

次に14款県支出金、2項1目総務費県補助金、1億4,337万5千円の増は、東日本大震災からの復興を支援するための市町村復興支援交付金であります。3目衛生費県補助金は、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業であります。

次に15款財産収入、1項2目利子及び配当金、2千円の増であります。東日本大震災復興基金に係る利子であります。

次に17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、2,419万円の増であります。今次補正の歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰り入れするものであります。

次に20款町債、1項2目過疎対策事業債、1,080万円の減であります。町道改良舗装事業に係るものであります。

次に9ページをご覧いただきたいと思っております。

歳出の主な内容でございます。2款総務費、1項5目財産管理費、1億4,337万7千円あります。東日本大震災復興基金への積立金でございます。

次に4款衛生費、1項2目予防費、1,239万1千円の追加は、65歳から69歳までの方と70歳以上で日本赤十字社による接種ができなかった方を対象として実施をいたします。高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業に係る事業費と事務費でございます。

次に8款土木費、1項2目道路維持費、3千万円の追加であります。除雪委託料の見込による追加でございます。3目道路新設改良費、5,804万円の追加であります。社会資本整備総合交付金を原資として整備をいたします町道改良舗装事業に係る測量設計委託料や工事請負費、立木等補償費などあります。4項4目生活環境づくり支援

費、150万円の追加であります。豪雨災害による被災住宅の修繕工事補助金であります。

次に10款教育費、4項3目文化財保護費、910万円の追加であります。町道野沢柴崎線改良に伴う橋屋遺跡の発掘本調査の各種経費でございます。

次に4ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2表、地方債補正。変更であります。過疎対策事業費で、町道改良舗装事業につきまして、1,080万円を減額し、限度額5億3,520万円を5億2,440万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それでは、いくつかお尋ねをいたします。

最初に除雪費でお尋ねをしますが、こんなことを聞くのも恥ずかしいわけですが、23年度の全体の除雪費はいくら計上されてあるのか。その内、いわゆる委託料ではどの程度を見込んで計上したか。職員を雇用して直轄といいますか、それはどの程度かと。雪がそんなに多くは降りませんが、出勤回数が多かったというのは私もわかっていますが、それにしても除雪を始めたばかりにこの追加をしなくちゃならないその理由というのは、いまいわからないわけでありまして。ですからお尋ねをするわけでありまして、今回の除雪に対して何回、今までお金をお支払いになったか。それをお尋ねをいたします。

それから、立木等補償費の追加であります。3,756万3千円、これも年度末ぎりぎりにあって、これだけの金額を計上しなくちゃならない理由はどうだか。この補償という、その何に対して補償するのか、必要性が生じたのか、それをお尋ねをいたします。

それと教育費であります。今の道路改良に伴って遺跡の発掘調査をしましたと、それによってどのような発掘状況であったかということと、これは橋屋の集落のある河岸段丘の上の段に遺跡があって、そうすれば今の潰れるであろうという所の発掘は、私、終わったのではないかなという見方を実はしていたわけでありまして、じゃあこの発掘というのはどこまでといいますかな、こうおやりになるのかと。今回で終わりになるのか。あるいは、この発掘の状況に応じたもっと拡大をしなくちゃならないのか。そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　まず、除雪費のご質問にお答えいたします。除雪事業の全体の、今年度の予算額でございますが、1億1,835万4千円となっております。その内、委託料につきましては、6,989万4千円となっております。その内、直営につきましては、直営の賃金で約2千万ということになってございます。今次の除雪の委託料の増額につきましての内容でございますが、除雪費につきましては、12月につきましては、約、降雪が196センチ、累計でなっております。これは22年度が199センチでございましたので、12月で2,450万円程度の支払いを行っております。それから、今年度1月につきま

して、15日までですが、約1メートル程度の累計の降雪量となっておりまして、これにつきましては、断続的に降ったということで、その都度除雪を行っておりますので、回数がかなり余計になっているということで、2,500万円程度となっております。合計で今年度の支払につきましては、払った回数は12月分の1回でございますが、今まで15日分をトータルいたしますと、約5千万程度の支出となっております。委託料の予算が6,989万4千円でございますので、あと残が2千万程度ということでございますので、今後2月、3月の降雪期を迎えますと委託料が不足するというような状況が考えられますので、今次3千万の追加をお願いするものがございます。

あと、8-1-3の立木等の補償費でございますが、これにつきましては、社会資本整備事業が国からの国庫補助金の追加がなされましたことから、下條線におきまして、家屋の移転がございますので、その家屋の移転の補償費でございます。内容につきましては、住宅が1戸と車庫と住宅兼用の住宅が1戸、あと車庫が1戸の3棟の補償ということで計上させていただきました。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 新郷遺跡についてのお質しにお答えしたいと思います。

まず、発掘状況であるわけですが、9月議会にこの発掘に係る試掘調査ということで、調査費を予算計上いたしましてご承認いただきまして、11月11日からだいたい2週間ほどかけてですね、試掘調査を実施しております。調査の場所は、この改良工事に関わる部分だけということなので、その中をだいたい21箇所ほど区画、ピックアップいたしまして、そこを調査したと、だいたい50センチから1メートル50センチほど掘り下げて、調査をしたところであります。そうしましたら、出土品がいわゆる土器片で223個、それから石器、加工したと思われるもの、そういったものが18個、それから土坑、穴ですね、そういったのも何箇所かあったと。それから住居跡と思われる箇所、それも2箇所ほど、そういった発掘された状況であります。こうした出土品、それから住居跡をですね、県の文化財課と協議いたしましたら、この試掘調査の結果ですね、やっぱり本調査を実施しなくてはいけないんじゃないかというような、そういったご指導をいただきまして、これから今回計上いたしました本調査の経費を計上させていただいたというようなことでございます。それから過去にですね、この橋屋遺跡について調査していたのかということですが、試掘調査の予算のときにもお話ししましたが、過去にですね、土地改良事業等やっているわけですが、この箇所につきましてはですね、調査したという報告書というか、それが無かったというようなことで、それで今回この改良工事に伴って調査を実施することになったということでございます。今後ですが、基本的には本調査の実施によりましてですね、出てきた土器片などを復元したりとか、それから実際に住居跡と思われる所を写真なり、記録なり残しまして、報告書にすることによって、基本的にはこの遺跡調査については終了すると、そういった段取りでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 橋屋の遺跡でありますので、どこを発掘するのか。前回やったところをやるのか。あるいは、それを拡大をしてやるのか。まずそれがはっきりわかりませんので、

まずそれをお答えいただきたいと思います。

そうすると立木ではなくて、住宅の補償ということはわかりましたが、そうするとこれが解決すれば、あそこの懸案でありました町道の改良工事も遂行できると理解しているかどうか。あと除雪であります、本当、夜中、我々が寝てるときに除雪をしてくださってるわけでありますから、そういう除雪をしている人とあなたがたは信頼関係で結ばれないと、俺はあと来年からやんねなんていうことにもなりかねないわけですから、そこら辺は言ってることはわかるはずでありますから、気をつけてこれからやっていただきたいと思います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 橋屋遺跡についてでありますけれども、調査箇所はですね、今回の本調査につきましても、試掘調査の場合はその改良工事をするルートのを断片的に 21箇所、こうピックアップしてやったものですので、今度は住居跡と思われるところを中心に2箇所ほどですね、集中的に掘り下げたらどうだというような、そういった県の指導がありまして、その道路改良上の、ルート上の所を中心に調査するというようなことでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 立木補償につきましては、家屋の移転補償ということでございます。これにつきまして、これがこの下條線につきましても最重要な課題が家屋の移転ということでございますので、これによりましてこれから本格的な工事に入られるということになります。なお除雪事業につきましても、これからも連絡を密にして業者、委託業者との連携を図りながら、取り組んでまいりたいと思いますのでご理解願います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 橋屋の遺跡であります、かなりあそこ広大な面積に埋蔵されておるのではないかなという方もおられるわけでありまして、お墓の後ろのほうですか。そこら辺は、教育委員会としては、どう、その、あの橋屋の遺跡っていうものを、その全体像っていうものをもし捉えて、どういうふうにして捉えてあるか、わかれば、わからなければいいですよ、わかればお知らせいただきたいと思います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 新郷、橋屋遺跡ですけれども、基本的に今回の調査はあくまでも道路改良工事の箇所だけというようなことでありまして、たしかに県のそういった遺跡あとにつきましても、その道路の、今の田んぼ以外の林のほうにもあるような、そういったことで地図には掲載されておりますけれども、今回あくまでもやっぱり道路改良に伴う工事の部分だけというようなことで、今回本調査をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけ、今13番長谷沼議員の関連でお尋ねしたいんですが、その下條線の移転の補償費、3,700万というようなことではあります、その住人の方の了解といますか、代替地等、そういうところの進捗状況はどうなっているんでしょうか。実際移転する際の場所とか、別な車庫を建てる場所とか、そういうところの話の内容、進捗

状況はどうなってますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 答弁調整のため、暫時、休議にします。(10時50分)

○議長 再開します。(10時51分)

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下條線の家屋の移転につきましては、事前に内諾程度のお話はしております、まだ金額等の提示をしてございませんので、これから本格的な交渉ということになります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第12次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第12次)は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時議会に提出いたしました案件につきましては、原案のとおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。今後、執行するにあたっては、適切かつ確実に事業の遂行に努めてまいります。

さて、本年度は福島復興元年と位置付けながら、本町においても様々な取り組みを通して、風評被害を克服し、元気なまちづくりを町民全体で推進してまいりたいと思います。本日午後、いわき市豊間小学校児童20名が来町しまして、冬季交流事業を行うことになってございます。また、2月12日には雪国まつりを企画し、本年初めのイベントの成功に向けて鋭意取り組んでいるところでありまして、議会、町民皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

今冬は、現在のところ、昨年より積雪も少なめではありますが、これからの本番であり、予断は許さない状態でございます。除雪にあたっては、万全を期してまいりたいと思います。

寒さ厳しき折、議員各位におかれましては、健康に十分ご自愛なされまして、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、あいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成24年第1回西会津町議会臨時会を閉会いたします。(10時55分)